

町内会活動を支える

町内会活動傷害共済制度

(スポーツ安全保険)

のご案内



『町内会活動傷害共済制度』は町内会活動中に事故に遭われた際のケガ等に対して、保険金をお支払いする補償制度です。岡山市連合町内会に加入する学区・地区連合町内会に属する町内会役員等の皆様に本制度へ加入いただけます。

(※)本共済制度は『スポーツ安全保険(A2プラン)』を活用しております。スポーツ安全保険につきましては『スポーツ安全保険のあらまし』をご覧ください。

① 補償の内容

町内会活動傷害共済制度は町内会活動中または町内会活動への往復中に発生した下記事故を補償します。

傷害

急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象)による死亡、後遺症、入院、手術、通院を補償

階段から転倒

歩行中に車と衝突

賠償責任

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

団体活動中に、一時的に借用した施設の窓ガラスを割ってしまった

突然死葬祭費用

突然死(急性心不全、脳内出血等による死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

活動中に急性心不全を発症し、死亡したことによる葬祭費用

補償対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象

町内会活動中	町内会活動への往復中
被保険者の所属する「団体の管理下」における町内会活動中の事故 ※団体の管理下とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。	所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。但し、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

補償対象とならない例

- 被保険者が所属していない他の町内会活動に個人的に参加した場合
- 個人的な活動を兼ねて、町内会活動の下見に行く場合
- 被保険者の故意によるもの
- 町内会活動中以外で発生した事故

その他、詳細は「スポーツ安全保険のあらまし」をご参照下さい。

② 掛金・補償額

注意 中途でご加入を解約されても保険料の返戻はございませんので予めご了承ください。

加入対象者	補償対象となる町内会活動	年間掛金 (1名)	傷害保険金額				賠償責任 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険金 支払限度額
			死亡 後遺障害	後遺障害 追加支払	入院※2 (1日につき)	通院 (1日につき)		
高校生以上 65歳以上の方も加入できます。	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け ※ボランティア、地域活動中であっても、スポーツ活動(ダンス・踊りを含む)を行う場合には補償の対象となりませんのでご注意ください。 ※団体の送迎の際、自動車事故によって賠償責任を負った場合、賠償責任保険は補償の対象となりません。	800円	2000万円	0.5倍※1	4000円	1500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 但し、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

※1 後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ生存されている場合で、約款に定める第1級に該当する後遺障害が生じた場合は、すでにお支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします。
 ※2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。